

仕 様 書

名 称	装備品等管理換の役務
作成年月日	令和4年10月3日
作成部隊	大村駐屯地業務隊管理科

1 適用範囲

本仕様書は、装備品の管理換により北部方面隊第71戦車連隊から受領する際の
卸下・設置に伴う発注等に関する役務に適用する。

2 用語の定義

- (1) 官 側
大村駐屯地業務隊
- (2) 業者側
役務請負人
- (3) 装備品
広報展示用90式戦車

3 役務の種類・内容

- (1) 官側の指定する場所に装備品を設置
- (2) 役務の内容
ア 時 期 令和4年10月15日(土)
イ 場 所 大村駐屯地(史料館前付近)
ウ 内 容 装備品の卸下及び設置に伴うクレーン作業

4 本役務における条件

- (1) 卸下・設置については、業者側が実施するものの、設置について官側の立会・
確認のもと実施するものとする。
- (2) 卸下・設置場所の細部については、官側と確認・調整するものとする。
- (3) 業者側は作業にあたり、諸法規を遵守するとともに、常に整理整頓を行い、安全
管理を徹底するものとし、万一事故が発生しても官側は一切責任を負わないもの
とする。
- (4) 業者側は本作業で施設等に、損傷を与えないように十分注意して作業するもの
とする。
万一損傷等を与えた場合は、官側の指示に従い業者側の負担において現状復旧
するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない軽微な作業で、本作業で遂行に際し、必要とされる
事項が生じた場合は、契約金額の範囲内でその都度、官側と協議のうえ実施する
ものとする。

- (6) 写真は、卸下前、卸下作業中、設置、完了後等の撮影し、写真帳（A4）に整理して提出するものとする。
- (7) 作業場所及び指定されていない場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止するものとする。
- (8) 当日の気象等による急遽の時間変更等については、官側と業者側で別途調整するものとする。

5 その他

- (1) 連絡体制の確保
業者側は担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保する。
- (2) 情報保全
本輸送に関して知り得た情報については、流出防止を図るものとする。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

作成責任者
大村駐屯地業務隊
管理科 輸送班長
2等陸尉 中野敏治